

越監告示第25号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和6年12月24日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 吉田啓三

令和6年度 建設部 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 定期監査

3 執行期間

建築住宅課 （空き家対策・住宅政策室）	令和6年10月15日～10月17日
上下水道課 （浄化センター）	10月18日～10月24日
都市整備課 （ダム・河川対策室）	10月25日～10月29日
都市計画課	10月30日～11月 1日

4 監査の対象 令和5年4月から令和6年8月末までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し、措置状況の報告を求めた。